

解約希望日の 30 日前までに通知書を送付して下さい。本通知書提出後は解約日の変更はできません。解約日が確実に決まりましたら下記に必要事項を記入の上、ご連絡お願いいたします。

賃貸借解約通知書

物 件 名	号室
解約・引越理由	のため
解 約 日	年 月 日 まで賃料等のお支払いを致します。
退 室 日	年 月 日 午前・午後 : 部屋を退室致します。 退去立会いの時間確保のため、必ずご記入下さい。
携 帯 番 号	
勤 務 先	会社名 住 所 TEL

【保証金返還金振込先】

銀行	支店
普通・当座	口座番号
名義人	(フリガナ)

【転居先】 ※必ずご記入下さい。

住 所	〒
TEL	

私は、現在賃借中の下記物件について、上記解約日をもって賃貸借契約を解約し、本物件を明け渡したくご通知いたします。尚、明け渡しに際しては、家財一切を搬出し、鍵（複製鍵を含む）をすべて返却いたします。

解約届提出後は取消・期間の延長・短縮はできないことを承諾し、本書を提出後何らの意義申し立てをいたしません。

年 月 日

住所： _____

氏名： _____ 印

※個人情報の保護について__ご記入いただきました個人情報は貴殿の識別、弊社内での事務手続き、貴殿への連絡等に用います。貸主及び弊社を除く第三者に貴殿の個人情報を提供することはありません。



オンコ株式会社

〒150-0036 東京都渋谷区南平台 4-8-601
TEL.03-3461-0012 / FAX.03-4333-7380

解約についてのご案内

① 契約期間満了日について

30日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができます。解約受付は、退去届を当社に郵送された消印日 及び持参された日 及び FAX された日を受付日と致します。

② 退去届の郵送方法について

解約届を提出後の解約日の変更及び解約取消はできませんのでご注意ください。

郵便局からは配達記録にてご郵送するなど、必ず郵送記録が残る方法にて郵送ください。

記録が残らない方法で郵送した行い、当社に届かない等のトラブルが発生した場合は責任を負いかねますのでご了承ください。

③ 最終月の日割家賃の計算方法について

1か月に満たない期間の賃料等は、1か月を30日として日割計算した額となります。

尚、契約期間満了日前に退出された場合においても家賃は満了日迄支払うこととなりますのでご注意ください。

④ 立会について

立会日時は、荷物の運搬が完全に済んだ後に、実施させていただきます。

スケジュール調整が必要ですので、立会希望日の**最低15日前**までにご連絡下さい。

また、立会日時決定後に立会日・時間の変更が出来ませんので、ご承知おきください。

立会いをお客様の都合により行えない場合、当社にて提出した原状回復を行わせて頂きます。

退室の鍵は、すべて立会い担当にお渡しください。

⑤ ゴミ・粗大ごみの処分について

退去される際のゴミ・粗大ごみは、立会日までに責任を持って処分してください。退去当日にゴミ・粗大ごみが残っている場合（ゴミストッカーにある場合も）は、解約日の延長となります。次の移転先で処分するか退去日までに処分を終えてください。

入居者様都合による解約日の延長が発生した場合には、お部屋の明け渡しが完了するまで、日割り計算した賃料の倍額を損害金としてご請求させていただきます。

以上

発行日 2019年2月12日



オンコ株式会社

〒150-0036 東京都渋谷区南平台 4-8-601
TEL.03-3461-0012 / FAX.03-4333-7380